

【令和8年度】

坂戸、鶴ヶ島下水道組合競争入札参加資格者指名停止情報

No.	商号又は名称	代理人営業所等	指名停止措置期間			指名停止措置の根拠	事件の概要
	本社所在地	代理人所在地	始期	～ 終期	期間		
1	株式会社クリーン工房		R8.5.15	～	R8.8.14	3月	■第3条 別表第2第8号 (不正又は不誠実行為)
	埼玉県さいたま市中央区新都心11番地 2さいたま新都心LAタワー30F						

左記事業者の代表取締役（当時）が、令和8年3月9日、埼玉県警に公職選挙法違反の容疑で逮捕され、同月27日、公職選挙法違反を理由として、さいたま簡易裁判所から罰金の略式命令を受けた。